



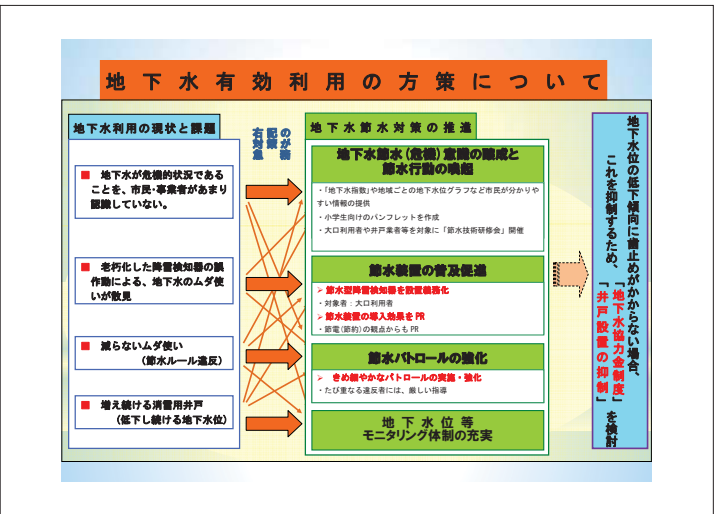
地中熱利用普及促進セミナー in 長岡

長岡市地下水対策検討会による検討



地下水の有効利用の方策についての提言

- 地下水節水(危機)意識の醸成と節水行動の喚起
- 節水装置の普及促進
- 節水パトロールの強化
- 地下水位等モニタリング体制の充実

地中熱利用普及促進セミナー in 長岡

長岡市地下水保全条例の一部改正<H27.4月施行>

- 消雪面積が150㎡以上の場合、**節水型**の自動降雪検知器を設置すること

平成27年4月以前に、既に消雪パイプを設置している場合

⇒ 既に、消雪面積が150㎡以上の消雪を行っている方も、「節水型自動降雪検知器」の設置が必要

地中熱利用普及促進セミナー in 長岡

長岡市地下水保全条例の一部改正

このうち、

- 消雪パイプの揚水ポンプの吐出口径が100mm以上の方(町内会、道路消雪組合は除く)
 - ⇒ 条例施行後、**3年以内**に節水型自動降雪検知器を設置
- 町内会、道路消雪組合の方
 - ⇒ 予算等の都合で直ちに設置できない場合、**計画的に**設置
- 上記以外の方
 - ⇒ 消雪パイプの**更新時**に必ず設置

地中熱利用普及促進セミナー in 長岡

節水型自動降雪検知器設置事業補助金

- 既存の消雪パイプの自動降雪検知器を、節水型のものに入れ替える場合、補助金を交付

補助対象機器	補助金額【上限額】
節水型自動降雪検知器	10万円

※上限額と設置経費の1/4を比較し、低い方の額を補助
※新規の消雪パイプに設置するものは、補助対象外

- 補助対象者
平成27年4月1日以前に消雪面積が150㎡以上の消雪パイプをお持ちの市民、事業者

※町内会、道路消雪組合については、道路管理課の長岡市道路消雪設備事業補助金をご利用願います。

地中熱利用普及促進セミナー in 長岡

水循環基本法の制定について

～平成27年7月1日施行～

第3条(基本理念)

- ・水の公共性
水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その**適正な利用**が行われるとともに、**すべての国民がその恵沢を将来にわたって享受できる**ことが確保されなければならないこと
- ・健全な水循環への配慮
水の利用にあたっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、**健全な水環境が維持されるよう**配慮されなければならないこと

